

石岡市基本構想基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

（契約候補者の特定後、仕様書の調整を行います。）

1 業務名

石岡市基本構想基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、石岡かがやきビジョンの計画期間（平成 24 年度から令和 3 年度）が満了となることから、各種既存個別計画との整合性を図りながら、改めて市民からの市政に関する調査を実施し、石岡市の現状と課題を再度、分析・整理し、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和 4 年度から 10 年間の新たな「石岡市基本構想基本計画」の策定を行うものとする。

3 履行場所

石岡市全域

4 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日（2 年間）

5 業務内容

受託者は、事業目的に基づき、石岡市と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。

【令和 2 年度】

(1) 基礎調査及び現状分析

社会経済動向等の分析

上位計画及び関連計画の整理

他自治体の総合計画及び総合戦略の内容の事例収集・分析

経済・産業等の各分野における本市の現状及び課題の整理・分析

(2) 人口フレームの検討

人口データの分析

人口変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

(3) 令和 2 年度市民満足度調査の分析

アンケート票作成への助言

集計データの分析

報告書の作成

(4) 基本構想の骨子の策定

基本構想・基本計画策定方針（SDGs 等との関係整理、スケジュール・計画の期間・構成等）

基本構想の骨子策定

(5) 総合計画審議会及び府内会議の運営支援

- 総合計画審議会に係る資料作成支援・出席（3回）
- 総合計画審議会に係る議事録策定（3回）
- 総合計画策定委員会における資料作成支援・出席（3回）
- 総合計画策定委員会における議事録策定（3回）
- (6) 各種打合わせ

【令和3年度】

- (1) 基本計画（案）の策定（政策方針）
- (2) 基本計画（案）の策定（施策方針）
- (3) パブリックコメントの実施
- (4) 基本構想・基本計画の修正・完成
- (5) 市民の声の収集・反映
- (6) 総合計画審議会及び庁内会議の運営支援
 - 総合計画審議会に係る資料作成支援・出席
 - 総合計画審議会に係る議事録策定（4回）
 - 総合計画策定委員会に係る資料作成支援・出席
 - 総合計画策定委員会における議事録策定

6 業務計画

受託者は、業務着手に先立ち、次に掲げる書類を石岡市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 業務実施計画書及び工程表
- (4) その他、石岡市の指示により提出を求められた書類

7 成果品及び納入期限

【令和2年度】納入期限：令和3年3月31日

- (1) 市民満足度調査報告書印刷（A4判・カラー・簡易製本） 2部
- (2) 基本構想原本印刷（A4判・カラー・簡易製本） 2部
- (3) 各種報告書等を含む電磁気等記録媒体 2部

【令和3年度】納入期限：令和4年3月31日

- (1) 基本構想冊子印刷（A4サイズ、カラー刷り、200頁、製本印刷） 200部
- (2) 基本計画冊子印刷（A4サイズ、カラー刷り、200頁、製本印刷） 200部
- (3) 基本計画・基本構想概要版 1式
- (4) 各種報告書電磁気等記録媒体 2部

8 業務の完了

納品後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

9 個人情報の取扱いに関する事項

この契約による業務を行うにあたり受託者は、「石岡市個人情報保護条例」を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

10 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

石岡市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要項（平成 23 年石岡市告示第 17 号）第 2 号の規定により、石岡市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
- ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じる恐れがあるときは、業務発注所属と協議を行う。
- ③上記①②の義務を怠ったときは、石岡市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

11 注意事項

- (1) 本業務の実行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令及び規定等に準拠すること。
- (2) 本業務履行の過程において、受託者が作成した基礎データ等の資料を石岡市が求めた場合は、受託者は可能な限り資料の提供に対応すること。
- (3) 本業務履行の過程において、石岡市又は受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行うものとする。
- (4) 契約等締結後、速やかに工程表を提出して、協議を開始するとともに、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。また、石岡市が本業務履行の進捗状況の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (5) 本業務で履行した内容はすべて石岡市の所有とし、調査結果についても承諾なくして、貸与、公表、使用してはならない。なお、石岡市に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後石岡市が使用するにあたり、支障のないものとする。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに石岡市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。